

宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務プロポーザル実施要領

1 目的

この実施要領は、宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務（以下「本業務」という。）の契約の相手方となる受託候補者をプロポーザル方式により特定するために必要な事項を定めるものとする。

2 事業概要

(1) 業務名

本業務は、以下の①・②の業務からなる。

- ① 振り仮名記載に係る環境整備業務
- ② 振り仮名記載に係る人材派遣業務

受託候補者の特定後、①・②について、それぞれ1者と業務委託契約を締結するものとする。

(2) 業務内容

別紙2-1「宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務委託共通仕様書」、別紙2-2「同業務（振り仮名記載に係る環境整備業務）委託仕様書」、及び別紙2-3「同業務（振り仮名記載に係る人材派遣業務）委託仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年10月10日まで

候補者決定から契約締結日までは準備期間とし、委託料は発生しないものとする。

ただし、業務の進捗状況、その他の事情により、協議のうえで委託期間を延長または変更することができる。

(4) 提案限度金額

10,273,024円（消費税及び地方消費税を含む）

3 実施方式

公募型プロポーザル方式

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる参加資格要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てがなされていないこと（民事再生法の規定による再生計画認可又は会社更生法

- の規定による更正計画認可の決定を受けている者を除く。)
- (3) 宇和島市建設工事等請負業者選定要綱（平成17年告示第12号）に基づく入札参加資格の認定を受けている者であること。
 - (4) 宇和島市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成17年告示第97号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていない者であること。
 - (5) ISO27001の認証（情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）適合性評価制度の認証）または、一般財団法人日本情報経済社会推進協会のプライバシーマーク制度の認定を受けていること。
 - (6) 過去5年以内に、本業務と類似の業務を、国又は地方公共団体等から受託した実績があること。

5 提案の形態

本業務に係る提案は、単独の事業者による提案のほか、複数の事業者がそれぞれ独立した契約主体として提案を行うことも認める。

この場合、以下の(1)～(5)の要件を満たすこと。

- (1) 各事業者のいずれもが、「4 参加資格」の要件を満たしていること。
- (2) 提案書において、各事業者が担当する業務範囲、責任分担を明確にすること。
- (3) 各事業者は、業務遂行上の連携体制を構築し、統一かつ円滑に業務を遂行することとし、そのことを保証するため、各事業者間で覚書を取り交わし、その写しを提案書に添付すること。
- (4) 契約に関しては、各事業者と個別に契約する。
- (5) 各事業者は、自らが担当する業務の範囲において責任を負うものとし、他の事業者の業務に関する責任を負うものではないこと。
- (6) 提案書を含む提出書類は、取りまとめを行う事業者（代表事業者）が提出すること。

6 実施スケジュール

本プロポーザルは、次のスケジュールで実施する。

1. 公募型プロポーザル実施の開始	令和7年4月7日(月)
2. 実施要領等に関する質疑受付	令和7年4月7日(月)～4月18日(金)正午まで
3. 実施要領等に関する質疑回答	令和7年4月21日(月)
4. 参加申込書の提出期限	令和7年4月28日(月)17時まで
5. 参加資格の審査結果の通知	令和7年4月30日(水)
6. 提案書等の提出期限	令和7年5月15日(木)17時まで
7. プレゼンテーションの実施	令和7年5月19日(月) 予定
8. 審査結果の通知	令和7年5月下旬 予定
9. 審査結果の公表	令和7年5月下旬 予定
10. 契約の締結	令和7年5月下旬 予定

※事務取扱時間

土・日・祝日を除く8時30分から17時まで（12時から13時までを除く。）

7 参加手続

(1) 実施要領・仕様書等の配布

① 配布期間

令和7年4月7日（月）から令和7年4月18日（金）まで

② 配布方法

本市ホームページに掲載する。

(2) 質問の受付及び回答

① 実施要領等に係る質問は、「質疑書（様式1）」によるものとし、担当部署：宇和島市市民環境部市民課に電子メールにより提出すること。なお、提出後には必ず電話により受信確認を行うこと。

宇和島市市民環境部市民課記録調査係

E-mail：shimin@city.uwajima.lg.jp

電話番号：0895-24-1111（内線2109）

② 提出期限

令和7年4月18日（金） 正午まで

③ 回答方法

令和7年4月21日（月） 17時までに本市ホームページに掲載する。

(3) 参加申込書の提出

① 提出書類

ア 参加申込書（様式2）

イ 同種・類似業務の履行実績（様式3）

※複数の事業者がそれぞれ独立した契約主体として提案を行う場合は、ア・イに加え、以下の書類を提出する。

ウ 委任状（様式4）

取りまとめを行う事業者を代表事業者とし、記入にあたっては、各事業者の所在地、商号（名称）、代表者名を明記し、各団体の代表者印を押印すること。

② 提出期限

令和7年4月28日（月） 17時まで

③ 提出場所

〒798-8601 宇和島市曙町1番地

宇和島市市民環境部市民課記録調査係

TEL：0895-24-1111（内線2109）

④ 提出方法

持参又は郵送（提出期限必着とする。）

⑤ 参加資格確認結果

参加申込書提出者に対し、参加資格審査結果を文書又は電子メールにて通知する。

(4) 提案書等の提出

本プロポーザルの参加者は次により提案書等を提出するものとする。

① 提出書類

ア 提案書表紙（様式5）

- イ 提案書（任意様式）
- ウ 実施スケジュール及び実施体制（任意様式）
- エ 参考見積書及び内訳書（様式6）
参考見積書には業務ごとの内訳を記載すること
- オ その他自由提案（本業務をさらに効果的なものとするため、委託費の範囲内で追加提案がある場合は記載すること）

② 提出期限
令和7年5月15日（木） 17時まで

④ 提出場所
〒798-8601 宇和島市曙町1番地
宇和島市市民環境部市民課記録調査係
TEL：0895-24-1111（内線2109）

⑤ 提出方法
持参又は郵送（提出期限必着とする。）
※「イ 提案書」は電子メールで提出すること。

(5) プレゼンテーションの実施

提出された提案書等についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。

① 実施日時・場所（予定）

日時：令和7年5月19日（月）
場所：宇和島市役所本庁2階201会議室

② 所要時間（予定）

プレゼンテーション：30分以内
質疑応答：15分程度

③ その他

ア WEB会議によるプレゼンテーションの場合は、本市が設定するWEB会議に参加すること。なお、WEB会議参加に必要な端末やアプリケーションの設定、インターネット環境については、参加者にて手配すること。

イ プレゼンテーションの順番については、原則、提案書等を受け付けた順とする。

ウ プレゼンテーションでスライドやパワーポイント等を使用する場合は、事前に報告し、使用するパソコン等の機器は各参加者で用意し、プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。

エ 詳細については、後日、別途通知するものとする。

8 受託候補者の特定

(1) 審査方法

審査は、別に設置する「宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務プロポーザル審査委員会」が、提出された提案書等とプレゼンテーションの内容を評価基準に基づき審査する。

(2) 評価項目及び評価内容

別表「宇和島市戸籍振り仮名記載支援業務プロポーザル評価基準」のとおり

(3) 受託候補者の特定

審査の結果、最も優れた提案として評価した者を受託候補者として特定する。ただし、受託候補者はあらかじめ定めた最低基準点（審査委員の持ち点を合算した値の6割）を満たしている者とする。なお、参加者が1者でも審査を行い、最低基準点を満たしていれば受託候補者として特定する。

9 審査結果

審査結果は特定後、参加者全てに文書で通知するものとする。なお、審査結果等についての異議申し立ては受け付けない。

10 審査結果の公表

審査結果は、本市ホームページにおいて公表する。

なお、公表の内容は以下のとおりとする。

- ① 受託候補者の名称
- ② 全参加者の名称（五十音順）
- ③ 全参加者の点数（得点順）

※参加者が2者の場合、次点者の点数は公表しない。

11 契約に関する事項

受託候補者と本市が協議し、業務委託に係る仕様書を確定させたいうで協定を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、受託候補者と本市との協議により必要に応じて内容を変更したうで契約を締結するため、契約金額が本プロポーザル時に提出した見積額と異なる場合がある。

なお、受託候補者と本市との間で行う仕様書の確定について、協議が整わなかった場合には、審査結果において順位が次点の者と協議を行うこととする。

12 提出書類の取扱い

- (1) 提出された全ての書類は返却しない。
- (2) 本市から指示がある場合を除いて、提出後の差し替え、記載内容の変更及び追加資料の提出は認めない。
- (3) 提出された書類は、提出した者に無断で本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。

13 留意事項

(1) 失格事項

参加申込書、提案書等の提出された書類について、次の条件のいずれかに該当する場合は、提案書類の全てを無効とし、その者を失格とする。

- ① 提案を行った事業者が、参加資格要件を満たさなくなった場合
- ② 提出書類に不備又は虚偽の記載等があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出書類について、提出期限、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 審査の公平性に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションを正当な理由なく欠席した場合

- ⑥ 見積金額が実施要領に示す提案限度金額を超える場合
 - ⑥ 実施要領等に違反すると認められた場合
 - ⑦ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合
- (2) その他留意事項
- その他の留意事項は次のとおりとする。
- ① 提案書等の作成及び提出、その他プロポーザルに要する経費は、参加者の負担とする。
 - ② 緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがある。
 - ③ 複数の提案はできない。
 - ④ 参加申込書の提出後又は提案書等の提出後に参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式7）を提出すること。
 - ⑤ 提案書の著作権は、当該提案書等を作成した者に帰属する。ただし、市が受託候補者の特定に必要な範囲において、無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。また、情報公開請求があった場合は、宇和島市情報公開条例（平成22年条例第25号）に基づき公開する場合がある。

14 担当部署・問い合わせ先

所在地：〒798-8601 愛媛県宇和島市曙町1番地

担当部署：宇和島市市民環境部市民課 担当：宮崎 山本

電話番号：0895-24-1111（内線2109）

FAX 番号：0895-24-1122

E-mail：shimin@city.uwajima.lg.jp